

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 7 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 2 号 令和 7 年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 令和 7 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 2 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 74 号 令和 8 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 79 号 令和 8 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 83 号 岩国市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

議案第 85 号 岩国市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 86 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 87 号 岩国市消防団条例の一部を改正する条例

議案第 88 号 岩国市集会所条例の一部を改正する条例

議案第 89 号 岩国市住民ホール条例の一部を改正する条例

議案第 90 号 岩国市水西書院条例の一部を改正する条例

議案第 91 号 岩国市交流館条例の一部を改正する条例

議案第 94 号 岩国市錦高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第 97 号 岩国市周東福祉会館条例の一部を改正する条例

議案第 109 号 岩国市美川基幹集落センター条例の一部を改正する条例

議案第 113 号 岩国市茶室条例の一部を改正する条例

議案第 115 号 岩国市玖珂いきいきハウス条例の一部を改正する条例

議案第 118 号 岩国市美和文化会館条例の一部を改正する条例

議案第 119 号 岩国市運動施設条例の一部を改正する条例

議案第 120 号 岩国市美和農林業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

議案第 121 号 岩国行波の神舞伝承館条例の一部を改正する条例

議案第 122 号 岩国市沼田ふれあい神楽交流館条例の一部を改正する条例

議案第 123 号 岩国市役所庁舎内施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第 124 号 岩国市川下防災備蓄センター内施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第 126 号 岩国市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

議案第 127 号 岩国市学習等供用会館条例の一部を改正する条例

議案第 128 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 136 号 岩国市県収入証紙調達基金条例を廃止する条例

議案第 137 号 御庄コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について

議案第 1 3 8 号 (仮称) 杭名・河内小学校統合校新築工事請負契約の締結について
議案第 1 3 9 号 G I G A スクール用端末の買入れについて
議案第 1 4 0 号 岩国高校記念館耐震等改修工事請負契約の一部変更について
議案第 1 4 1 号 新岩国駅前広場整備工事請負契約の一部変更について
議案第 1 4 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

以上 3 1 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 3 号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を
求める請願

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 7 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会
所管分の審査におきまして、

総務費の公共交通対策費のバス等関係費に関し、

委員中から、「いわくにバスの減便が続く中、市民から買物などの日常生活に支障が出
ているとの声が多く寄せられているが、市としてどのように対応しているのか」との質疑
があり、

当局から、「相次ぐ退職に伴う運転士不足により、やむを得ず減便が実施されているが、
それに対して市民から寄せられた意見は、その都度いわくにバスに伝えけるとともに、市と
しても様々な提言を行っている。また、運転士の確保に向けた支援を実施しながら、市と
して可能な対応について検討を行っており、市民の移動手段の確保に向けて協議を重ねて
いるところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「運転士不足が続く中、バス事業者だけに対応を求めるの
ではなく、公共交通全体の課題として、他の関係事業者とも連携しながら新たな対策を検
討すべきではないか」との質疑があり、

当局から、「人口減少や運転士不足が進む中、いわくにバスのみならずタクシーや他の
地域交通機関を含めた公共交通全体の在り方について検討する必要があると認識している。
今後は法定協議会において関係事業者との連携をより一層深め、市民の利便性確保に向け
た持続可能な交通体系の構築に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

続いて、教育費の徴古館費の岩国市博物館整備事業に関し、

委員中から、岩国市博物館整備事業の入札不調の状況及び今後の見通しについて質疑が
あり、

当局から、「令和 6 年度の入札不調を受けて、財源やスケジュールを含めた事業計画を
見直し、本年 7 月に再入札を実施したが、新築建築工事の応札者がなかったため入札不調
となった。今後は再度の入札実施に向けて準備を進めており、今年中の契約締結を目指し
て取り組んでいるところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「入札不調の要因として技術者不足が挙げられているが、

その配置基準など市の裁量で対応できる部分について見直す考えはないのか」との質疑があり、

当局から、「技術者として主任技術者や監理技術者については、法令に基づいて配置を行っているが、現場代理人については、市独自の緩和措置として最大３件の兼務を認めている。また、事業者への聞き取りや工事の実施状況を踏まえながら、緩和が可能な部分については極力対応し、入札が円滑に執行できるよう適切な運用に努めてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、採決において、一部委員に反対がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。